

静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱の一部改正

新 旧

要綱名 静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱（平成21年3月25日静岡県県民部環境局長通知）

改 正 前

（行政処分の基準）

第4条 事業の停止命令及び事業の許可の取消しの要件及び内容は、別表1のとおりとする。

2 処理施設の使用の停止命令及び処理施設の設置許可の取消しの要件及び内容は、別表2のとおりとする。

3・4 （略）

対 照 表

改 正 後

(行政処分の基準)

第4条 事業の停止命令及び事業の許可の取消しの基準は、別表1のとおりとする。

2 処理施設の使用の停止命令及び処理施設の設置許可の取消しの基準は、別表2のとおりとする。

3・4 (略)

新 旧

要綱名 静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱（平成21年3月25日静岡県県民部環境局長通知）

改 正 前

別表1 処理業者に対する行政処分の基準（第4条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 <u>法第14条の3の2第1項第1号から第4号まで（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。</u> <u>（処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。）</u></p>	事業の許可の取消し
<p>2 <u>法第14条の3の2第1項第5号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。</u> <u>（処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</u></p> <p>① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による処理施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による処理施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）</p> <p>② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）</p> <p>③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p>	事業の許可の取消し
<p>3 <u>法第14条の3第1号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。</u> <u>（処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</u></p> <p>① 法第28条第2号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反</p>	事業の停止 90 日間

対 照 表

改 正 後	
別表1 処理業者に対する行政処分の基準（第4条関係）	
処分の要件	処分の内容
1 処理業者が欠格要件に該当するに至ったとき。	事業の許可の取消し
2 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。	事業の許可の取消し
① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による処理施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による処理施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）	
② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）	
③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備	
3 処理業者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。	事業の停止 90 日間
① 法第28条第2号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反	

新 旧

要綱名 静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱（平成21年3月25日静岡県県民部環境局長通知）

改 正 前	
② 法第 29 条に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第 8 号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第 13 号）	
③ 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	事業の停止 60 日間
④ 法第 29 条に規定する違反行為 保管届出義務違反（第 1 号（第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 3 号） 運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 4 号） 運搬受託者の管理票回付義務違反（第 5 号） 処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 6 号） 管理票・同写し保存義務違反（第 7 号） 引受禁止違反（第 9 号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第 10 号） 電子管理票虚偽登録（第 11 号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第 12 号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第 14 号） 処理困難通知保存義務違反（第 15 号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第 16 号）	事業の停止 30 日間
⑤ 法第 29 条第 17 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反	応急措置に必要な期間の事業の停止
⑥ 法第 30 条に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第 1 号） 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出（第 2 号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第 3 号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（第 4 号） 処理責任者等設置義務違反（第 5 号） 報告拒否、虚偽報告（第 6 号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第 7 号） 技術管理者設置義務違反（第 8 号）	事業の停止 30 日間
⑦ その他の違反行為	事業の停止 10 日間
4 法第 14 条の 3 第 2 号（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当するとき。 （処理業者の事業の用に供する施設又は処理業者の能力が、許可の基準に適合しなくなったとき。）	

対 照 表

改 正 後	
② 法第 29 条に規定する違反行為 虚偽管理票交付 (第 8 号) 管理票に係る勧告の措置命令違反 (第 13 号)	
③ 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	事業の停止 60 日間
④ 法第 29 条に規定する違反行為 保管届出義務違反 (第 1 号 (第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (第 3 号) 運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (第 4 号) 運搬受託者の管理票回付義務違反 (第 5 号) 処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (第 6 号) 管理票・同写し保存義務違反 (第 7 号) 引受禁止違反 (第 9 号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 (第 10 号) 電子管理票虚偽登録 (第 11 号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 (第 12 号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知 (第 14 号) 処理困難通知保存義務違反 (第 15 号) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 16 号)	事業の停止 30 日間
⑤ 法第 29 条第 17 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反	応急措置に必要な期間の事業の停止
⑥ 法第 30 条に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (第 1 号) 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反、虚偽届出 (第 2 号) 定期検査拒否・妨害・忌避 (第 3 号) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 (第 4 号) 処理責任者等設置義務違反 (第 5 号) 報告拒否、虚偽報告 (第 6 号) 立入検査拒否・妨害・忌避 (第 7 号) 技術管理者設置義務違反 (第 8 号)	事業の停止 30 日間
⑦ その他の違反行為 (2 に掲げるものを除く。)	事業の停止 10 日間
4 <u>処理業者が 3 に掲げる違反行為又は違反行為への関与を繰り返し、是正が見込まれないとき。</u>	事業の許可の取消し
5 処理業者の事業の用に供する施設又は処理業者の能力が、許可の基準に適合しなくなったとき。	

新 旧

要綱名 静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱（平成21年3月25日静岡県県民部環境局長通知）

改 正 前					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項を適用）</td> <td style="padding: 5px;">事業の許可の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">改善が可能な場合</td> <td style="padding: 5px;">改善に必要な期間の事業の停止</td> </tr> </table>	改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項を適用）	事業の許可の取消し	改善が可能な場合	改善に必要な期間の事業の停止	
改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項を適用）	事業の許可の取消し				
改善が可能な場合	改善に必要な期間の事業の停止				
<p>5 <u>法第14条の3第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当するとき。</u> <u>（処理業者が事業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。）</u></p>					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項を適用）</td> <td style="padding: 5px;">事業の許可の取消し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">改善が可能な場合</td> <td style="padding: 5px;">事業の停止 30 日間</td> </tr> </table>	改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項を適用）	事業の許可の取消し	改善が可能な場合	事業の停止 30 日間	
改善が不可能な場合（法第14条の3の2第2項を適用）	事業の許可の取消し				
改善が可能な場合	事業の停止 30 日間				

対 照 表

改 正 後	
改善が <u>見込まれない</u> 場合	事業の許可の取消し
改善が <u>見込まれる</u> 場合	改善に必要な期間の事業の停止
6 処理業者が事業の許可に付された生活環境の保全上必要な条件に違反したとき。	
改善が <u>見込まれない</u> 場合	事業の許可の取消し
改善が <u>見込まれる</u> 場合	事業の停止 30 日間

新 旧

要綱名 静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱（平成21年3月25日静岡県県民部環境局長通知）

改 正 前

別表2 処理施設の設置者に対する行政処分の基準（第4条関係）

処分の要件	処分の内容
<p>1 法第15条の3第1項第1号に該当するとき。 <u>（設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。）</u></p>	処理施設の設置許可の取消し
<p>2 法第15条の3第1項第2号に該当するとき。 <u>（設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）</p> <p>② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）</p> <p>③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備</p> </div>	処理施設の設置許可の取消し
<p>3 法第15条の2の7第3号に該当するとき。 <u>（設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。）</u></p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 法第28条第2号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反</p> <p>② 法第29条に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第8号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第13号）</p> </div>	処理施設の使用停止 90日間

対 照 表

改 正 後

別表2 処理施設の設置者に対する行政処分の基準（第4条関係）

処分の要件	処分の内容				
1 設置者が欠格要件に該当するに至ったとき。	処理施設の設置許可の取消し				
2 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。 <table border="1" data-bbox="215 600 1141 1765"> <tr> <td data-bbox="215 600 1141 1377"> ① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項） </td> <td data-bbox="1141 504 1428 1765" rowspan="3">処理施設の設置許可の取消し</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1377 1141 1675"> ② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1675 1141 1765"> ③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備 </td> </tr> </table>	① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）	処理施設の設置許可の取消し	② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）	③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備	処理施設の設置許可の取消し
① 法第25条に規定する違反行為 無許可営業（第1項第1号） 不正手段による営業許可取得（第1項第2号） 無許可事業範囲変更（第1項第3号） 不正手段による事業範囲変更許可取得（第1項第4号） 事業の停止命令違反・措置命令違反（第1項第5号） 委託基準違反（第1項第6号） 名義貸しの禁止違反（第1項第7号） 処理施設無許可設置（第1項第8号） 不正手段による施設設置許可取得（第1項第9号） 処理施設無許可変更（第1項第10号） 不正手段による施設変更許可取得（第1項第11号） 無確認輸出（第1項第12号） 受託禁止違反（第1項第13号） 不法投棄（第1項第14号） 不法焼却（第1項第15号） 指定有害廃棄物の処理禁止違反（第1項第16号） 無確認輸出・不法投棄・不法焼却未遂（第2項）	処理施設の設置許可の取消し				
② 法第26条に規定する違反行為 委託基準違反、再委託禁止違反（第1号） 処理施設の改善命令・使用の停止命令違反、改善命令違反（第2号） 処理施設の無許可譲受け・無許可借受け（第3号） 無許可輸入（第4号） 輸入許可条件違反（第5号） 不法投棄・不法焼却目的収集運搬（第6号）					
③ 法第27条に規定する違反行為 無確認輸出予備					
3 設置者が次の違反行為又は違反行為への関与をしたとき。					
① 法第28条第2号に規定する違反行為 土地の形質の変更の計画変更命令・措置命令違反	処理施設の使用停止 90日間				
② 法第29条に規定する違反行為 虚偽管理票交付（第8号） 管理票に係る勧告の措置命令違反（第13号）					

新 旧

要綱名 静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱（平成21年3月25日静岡県県民部環境局長通知）

改 正 前	
③ 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	処理施設の使用停止 60 日間
④ 法第 29 条に規定する違反行為 保管届出義務違反（第 1 号（第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。）） 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 3 号） 運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 4 号） 運搬受託者の管理票回付義務違反（第 5 号） 処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（第 6 号） 管理票・同写し保存義務違反（第 7 号） 引受禁止違反（第 9 号） 虚偽管理票写し送付・虚偽報告（第 10 号） 電子管理票虚偽登録（第 11 号） 電子管理票報告義務違反・虚偽報告（第 12 号） 処理困難通知義務違反・虚偽通知（第 14 号） 処理困難通知保存義務違反（第 15 号） 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出（第 16 号）	処理施設の使用停止 30 日間
⑤ 法第 29 条第 17 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反	応急措置に必要な期間の停止
⑥ 法第 30 条に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反（第 1 号） 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出（第 2 号） 定期検査拒否・妨害・忌避（第 3 号） 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反（第 4 号） 処理責任者等設置義務違反（第 5 号） 報告拒否、虚偽報告（第 6 号） 立入検査拒否・妨害・忌避（第 7 号） 技術管理者設置義務違反（第 8 号）	処理施設の使用停止 30 日間
⑦ その他の違反行為	処理施設の使用停止 10 日間
4 法第 15 条の 2 の 7 第 1 号に該当するとき。 （処理施設の構造又はその維持管理が、法で規定する技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認められるとき。）	
改善が不可能な場合（法第 15 条の 3 第 2 項を適用）	処理施設の設置許可の取消し

対 照 表

改 正 後	
③ 法第 29 条第 2 号に規定する違反行為 処理施設使用前検査受検義務違反	処理施設の使用停止 60 日間
④ 法第 29 条に規定する違反行為 保管届出義務違反(第 1 号 (第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (第 3 号) 運搬受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (第 4 号) 運搬受託者の管理票回付義務違反 (第 5 号) 処分受託者の管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 (第 6 号) 管理票・同写し保存義務違反 (第 7 号) 引受禁止違反 (第 9 号) 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 (第 10 号) 電子管理票虚偽登録 (第 11 号) 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 (第 12 号) 処理困難通知義務違反・虚偽通知 (第 14 号) 処理困難通知保存義務違反 (第 15 号) 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 (第 16 号)	処理施設の使用停止 30 日間
⑤ 法第 29 条第 17 号に規定する違反行為 特定処理施設の設置者に対する措置命令違反	応急措置に必要な期間の停止
⑥ 法第 30 条に規定する違反行為 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 (第 1 号) 事業廃止・事業変更届出義務違反・処理施設変更届出・施設相続届出義務違反、虚偽届出 (第 2 号) 定期検査拒否・妨害・忌避 (第 3 号) 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 (第 4 号) 処理責任者等設置義務違反 (第 5 号) 報告拒否、虚偽報告 (第 6 号) 立入検査拒否・妨害・忌避 (第 7 号) 技術管理者設置義務違反 (第 8 号)	処理施設の使用停止 30 日間
⑦ <u>その他の違反行為 (2 及び 8 に掲げるものを除く。)</u>	処理施設の使用停止 10 日間
4 <u>設置者が 3 に掲げる違反行為又は違反行為への関与を繰り返し、是正が見込まれないとき。</u>	<u>処理施設の設置許可の取消し</u>
5 処理施設の構造又はその維持管理が、法で規定する技術上の基準又は許可申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画に適合していないと認められるとき。	
改善が <u>見込まれない場合</u>	処理施設の設置許可の取消し

新 旧

要綱名 静岡県産業廃棄物の処理に係る行政処分要綱（平成21年3月25日静岡県県民部環境局長通知）

改 正 前	
改善が可能な場合	改善に必要な期間の 処理施設の使用停止
<u>5 法第15条の2の7第2号に該当するとき。</u> <u>（設置者の能力が許可の基準に適合していないと認められるとき。）</u>	
改善が不可能な場合（法第15条の3第2項を適用）	処理施設の設置許可 の取消し
改善が可能な場合	改善に必要な期間の 処理施設の使用停止
<u>6 法第15条の2の7第4号に該当するとき。</u> <u>（設置者が処理施設の許可に付した条件に違反したとき。）</u>	処理施設の使用停止 <u>30日間</u>

対 照 表

改 正 後	
改善が <u>見込まれる</u> 場合	改善に必要な期間の 処理施設の使用停止
6 設置者の能力が許可の基準に適合していないと認められるとき。	
改善が <u>見込まれない</u> 場合	処理施設の設置許可 の取消し
改善が <u>見込まれる</u> 場合	改善に必要な期間の 処理施設の使用停止
7 設置者が処理施設の <u>設置許可に付された生活環境の保全上必要な条件</u> に違反したとき。	
<u>改善が見込まれない</u> 場合	<u>処理施設の設置許可</u> <u>の取消し</u>
<u>改善が見込まれる</u> 場合	<u>処理施設の使用停止</u> <u>30日間</u>
8 特定産業廃棄物最終処分場の設置者が維持管理積立金の積立てをして <u>いないとき。</u>	
<u>改善が見込まれない</u> 場合	<u>処理施設の設置許可</u> <u>の取消し</u>
<u>改善が見込まれる</u> 場合	<u>改善に必要な期間の</u> <u>処理施設の使用停止</u>

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。